

2016年10月24日

10月21日の鳥取県中部地震により被害を受けられたご契約者様へ

このたびの鳥取県中部地震により被害を受けられました皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
地震による被害のご連絡、お問い合わせは以下で承っております。

お客様サービスセンター **通話料無料**
0120-431-909
9:00～18:00（土・日・祝日は資料請求受付専用）

保険金のご請求の手続きの詳細については[こちら](#)をご覧ください。

また、弊社では同地震により災害救助法が適用された下記の地域にお住まいのご契約者様に、保険料払込猶予期間の延長（※）をさせていただきます。

ご希望のご契約者様は、弊社お客様サービスセンターまでご連絡ください。

【法適用日】

平成28年10月21日

【適用市町村】

鳥取県：倉吉市、東伯郡三朝町、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町

※ 保険料払込猶予期間の延長

約款等に定めのある保険料払込猶予期間および保険料の不払による解除の規定については適用せず、保険料払込猶予期間を延長いたします。

SBI 少額短期保険株式会社